

(写)

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月20日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第37号

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市印鑑条例（平成10年龍ヶ崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかを使用した多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが暗証番号の入力その他必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）の利用による申請をするとき。

ア 署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）

イ 署名用電子証明書が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）

第14条第2項第3号中「個人番号カード」を「署名用電子証明書が記録された個人番号カード」に、「スマートフォン」を「移動端末設備」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。